

令和2年4月吉日

手打ちそば愛好団体・家 様
そば関係団体・者 様

NPOそばネットジャパン
代表理事 阿 部 成 男

春暖の候とはいえ、新型コロナウイルスの感染拡大で世界中が混乱しており、日本においても首都圏をはじめ多くの感染者数となっている地域を対象に、首相の緊急事態宣言が発せられたところです。

今や、日本中が感染防止対策で苦慮している中ですが、この度、15年にわたり埼玉を中心に日本の伝統食文化である「手打ちそば」の普及活動を続けてまいりました「NPO 法人そばネット埼玉」は名称を「NPOそばネットジャパン」と改め、日本におけるそば食文化のさらなる発展のための活動を展開することといたしました。

つきましては、NPOそばネットジャパンの活動の概要をまとめたパンフレットをお届けさせていただきますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

パンフレットは、概略ですので以下に Q&A を添付させていただきますので併せてご覧いただければ幸いです。

パンフレット及びこの Q&A についてのお問い合わせは下記までお願いします。

特定非営利活動法人そばネットジャパン

(略称)NPOそばネットジャパン

所在地 330-0843 さいたま市大宮区吉敷町 4 丁目 261 番 5 号

E-mail:nposobanet@gmail.com

詳細は <http://www.sobanetjapan.com/>

理事・事務局長 上 田 秀 雄 090-2224-8541



パンフレット及びこの Q&A はホームページからダウンロードできます。

「NPO 法人そばネット埼玉」から「NPOそばネットジャパン」への新たなページを開く パンフレット Q&A 目次

1 組織・全般	2
2 事業関係	
① 交流	4
② 地域文化の継承・地域活力の向上	5
③ そばづくり技能検定	5
④ そばづくりそば学検定	7
3 手打ちそば伝道師活動顕彰	8

1 組織・全般

Q 1 NPOそばネットジャパン(以下「SNJ」)の基本理念に「会員のための会員による運営」と「緩やかな連合」が掲げられていますが、どのようなことですか

A 1 「会員のための会員による運営」とは、いわゆる「民主的な運営」のことであり、組織の運営に必要な情報は全ての会員が共有することが最も重要で、役員を選出、理事会の運営など透明性・公平性の高い運営を行うことです。

会員から透明性の高い方法で選出された役員による執行体制で、会員の活動に必要な情報はHP やメールで迅速に提供し、情報の相互交流による「風通しの良い組織」とすることです。

さらに、「緩やかな連合」とは会員である団体・個人の自由な活動を尊重し、会員間はもとより他団体との交流などにも干渉しません。

Q 2 「NPO 法人そばネット埼玉」は全麵協の会員として長年活動してきて、本年3月末で退会したとのことですが、その理由は何でしょうか

A 2 結論から言うとスタンスの違いです。

15年にわたり全麵協の会員として素人そば打ち段位認定会(初、二、三段)を開催し、連合組織の特性を生かし3,000人に及ぶ受験者を確保し、段位認定制度の発展を支えてきました。

その活動のおかげでそばネット埼玉も次第に大きな組織となりましたが、その反面、全麵協は会員が全麵協同様の連合体として活動することに批判的になってきたもので、そばネット埼玉はその代表格として「全麵協と同様の事業をしていることで、全麵協の利益を害している。」と指摘されました。

そばネット埼玉は、全麵協の発展のために幅広くそば打ち活動を展開しており、全麵協の利益を害する事業はしていないと弁明しましたが、今まで全麵協から後援をいただいていた自主事業に対しても後援を拒否されるなどの措置を受けるようになりました。

もとより、そばネット埼玉は、日本の伝統食文化の代表格ともいえる「手打ちそば」の発展・継承のための活動をする NPO 法人であり、全麵協から制約を受けることなく自由な文化活動を推進するため、やむなく2020年3月31日をもって全麵協を退会し、法人名称を「NPOそばネットジャパン」と改称し、手打ちそば文化のさらなる発展を目指して活動を推進することにしたものです。

Q 3 SNJ に新たに入会するための条件や審査があるのですか

A 3 一切ありません。

SNJ の正式名称は「特定非営利活動法人そばネットジャパン」で、特定非営利活動促進法(通称「NPO 法」)に基づいて設立された法人です。

この法律の基本は、第1条に「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」と定められています。

そして、NPO 法第2条第2項第1号に

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

と明記されており、入会に当たっては何ら制限を付すことはできず、SNJ の定款の目的に賛同いただき、所定の入会申込書の提出、並びに会費を納付いただいた時点で入会が成立します。

ただし、入会の条件ではありませんが、法人の名称に「ネット」が入っていますとおり、そばネット埼玉発足以来、会員への情報伝達は、HP とインターネットメールが基本であり、特別の場合を除いて、郵送やFAXでの連絡はしません。

したがって、ご自身がメールアドレスが無くともご家族のネットをご利用できるなどの環境が必要です。

今後、LINE などの情報ネットワークの活用も視野に入れた検討も進めますが、必要な情報を迅速、大量に安価で提供できるシステムをご理解いただきますようお願いいたします。

Q 4 現在、全麵協の正会員ですが、全麵協に加入したまま SNJ に入会できますか

A 4 上記 A3のとおり、SNJ は入会申込者がどのような団体に加入しているかは問いません。

全麵協については、令和2年2月1日付け一般社団法人全麵協理事長中谷信一発信、東日本支部個人会員宛ての「類似団体発足に伴う一般社団法人全麵協の対応について」の通知が郵送されています。(その後全支部にメールで配信されたとのこと)

この通知の中で類似団体とは「NPO 法人そばネット埼玉」と明記しており、その通知の Q&A で下記の表記があり、方針が変わってなければ両団体入会は可能ということです。

Q3:全麵協の正会員団体、個人会員、特別個人会員で全麵協と新団体の両方に所属することはできますか?

A3 差し支えありませんが、会費等の負担は二重になります。

Q 5 パンプには会員種類と会費の額が掲載されており、団体正会員 10,000円、個人会員 2,000円、賛助会員 1口5,000円とあります。
それぞれの会員の定義を教えてください。

A 5 「団体正会員」は、2名以上で組織されている団体で、法人、任意団体を問いません。団体正会員は総会に出席して意見を述べ、議決権を有します。

団体正会員に所属している個人は、所属会員として SNJ の事業に参加ができます。(例:事業の中で参加費が会員と非会員で区別してある場合「会員」の参加費となります。)

「個人会員」は、個人で、総会に出席して意見を述べ、議決権を有します。

SNJ の団体正会員に所属している者も個人会員として入会できます。

「賛助会員」は定款の目的に賛同いただける、企業、団体、個人で、HP に企業名、業種、URL 等を紹介します。また、SNJ の事業において、希望により商品の販売目的で出店することも可能です。(会場の都合にもよります。) 総会に出席はできますが、議決権はありません。

Q 6 入会金はありますか

A 6 ありません。

Q 7 そばづくり技能検定で段位認定がありますが、認定者の年会費はありますか

A 7 認定時の認定料以外はありません。

Q 8 入会金も段位の個人会費も不要で、財務が成り立つのですか

A 8 SNJ はそばネット埼玉のときから、会員の負担を軽減することに努めており、団体正会員、個人正会員の会費を15年間維持してきて、現在まで借入金もなく、多くはありませんが繰越金も確保しております。

その大きな要因は、3つに絞られます。

一つは、「受益者負担」を原則としていることです。

事業を実施する場合、事業に参加する方(会員・非会員)の参加費を一定の収益を見込んで設定することにより生ずる利益を運用することで、全体の収支バランスを保つことです。

もちろん、過大な利益を見込むのではなく、参加者の満足度に見合う参加費を設定することは当然です。

二つ目は、組織を維持するための固定費を極力抑えていることです。

事務所の賃借料は会員団体と共同で賃借しており、低廉な家賃と役員のボランティアを中心に人件費も最小限度で運営しているものです。

今後の事業展開に伴い費用の増加も見込まれますが、常に費用対効果を見極めながら健全な財務体質を維持してまいります。

そして、三つ目は、全会員に関わる情報の伝達方法です。

前 A3の回答にありますように、会員への情報伝達は基本的に HP とインターネットメールです。

この方式は、迅速に、大量に、そして安価に情報伝達が可能な最も有効な方式として世界中で使用されています。

現在でも、団体正会員と個人正会員併せて200を超える会員で、全ての情報を郵送で行えば、郵送料だけでなく、それに要する印刷や発送の手間が莫大で資源の無駄遣いにもなります。

2 事業関係

① 交流

Q1 交流事業として予定されている事業を教えてください。

A1 そばネット埼玉から継続して開催する予定の直轄事業

事業名	開催予定日	開催予定会場
全日本さらしなそば打ち名人大会	令和2年6月26日(土)	埼玉県県民活動総合センター
手打ちそばアカデミー	令和2年9月26日(土)	同上
全日本そば打ちマスターズ大会	令和2年9月27日(日)	同上
全日本創作そば料理コンテスト	令和3年2月11日(木)	同上
会員交流そば打ち選手権大会	令和3年3月27日(土)	同上

	～28日(日)	対象は会員
手打ちそばアカデミー	3回開催予定	会場未定

※ 会員交流そば打ち選手権大会は「会員」対象事業で、以外は、会員・非会員対象です。

参考 交流事業ではなく、そばづくりリスト技能検定会の開催予定

1 本部直轄検定会

対象段位(初～三段) 令和3年1月16日(土)～17日(日) 埼玉県県民活動総合センター

対象段位(四～六段) 令和3年3月13日(土)～14日(日) 埼玉県県民活動総合センター

新規事業

休耕地を活用した生産者と会員の交流会

令和2年8月～11月

② 地域文化の継承・地域活力の向上

Q 地域で活躍する団体、個人の顕彰等とはどのような事業ですか

A 全国各地でそばを通じての社会福祉施設慰問、子供の食育、地域の活性化などで貢献している団体・個人を会員や関連団体からの推薦により表彰し、会員に紹介することを予定しています。

③ そばづくりリスト技能検定について

Q 1 全麺協は「そば道憲章」があって、今年度から「素人そば打ち段位認定制度」を「そば道段位認定制度」に名称を変更するとしています。SNJには「そば道」の理念はないのですか

A 1 全麺協の「そば道憲章」は全麺協が独自に定めたもので、SNJが否定も肯定もするものではありません。

SNJはお手元の紹介パンフで、【手打ちそば伝道師(そばづくりリスト)の育成】として、【「そばづくりリスト」とは「そばを作るスペシャリスト」の造語で、そば打ちを楽しみ、仲間と交流を図り、自らの人生に潤いをもたらしながら伝統食文化である手打ちそばの継承・発展に寄与する人のことです。】と定義しております。

Q 2 六段が最高位ということですか？今後、上位段が設定される予定はありますか

A 2 パンフで説明していますとおり、6年生の課程で修了です。

Q 3 段位ごとに上位段受験までの期間の制限がありますか

A 3 上位段受験までの期間は、全ての段位で1年です。

Q 4 検定で不合格になった場合、再受験までの制限期間がありますか

A 4 ありません。1年経過後に受験して不合格になった場合は、別な会場で検定が行われていれば、何回でも受験できます。

Q 5 他団体認定の段位から編入したい場合(編入せずに上位段を受験する場合を含む。)、他

団体の認定証等の証明が必要ですか

A 5 認定証があれば結構ですが、なくとも、全麵協の認定者名簿に登載されているなど実質的に認定されていることが確認できれば編入できます。

Q 6 全麵協の段位認定者であったが、個人会費を納入しなかったため、認定者名簿から削除されている者が認定されていた段位に編入できますか

A 6 できます。上記 A5と同様です。

Q 7 段位認定者となってから認定が取り消されることがありますか

A 7 認定した段位の取り消しはありません。HP に掲載する認定者名簿も本人の申請か死亡したことが判明した時点で削除します。ただし、認定後、替え玉受験のような不正受験が発覚した場合は別ですが。

Q 8 そばネットジャパンのパンフレットには、教授、准教授を設置すると説明していますが、どのような資格かを教えてください。

A 8 分かり易く説明すると、指導的役割が果たせる「そばづくりリスト」になるための資格です。正規の大学では、教授、准教授などの専門資格の名称が使われています。

私たちの目的は、一定の技能や知識を備えたそば打ち伝道師を輩出し、かつ活躍の場を積極的に創り出すことを念頭においていますので、指導者にふさわしい資格制度を設けたいと考えています。

師範、準師範などの一般的な呼び名の方が親しみやすいという意見もありますので、さらに検討した上で、最終的な名称に決めるつもりです。

Q 9 「教授、准教授(師範、准師範)は技能検定、そば学検定の全課程を修了した者、又は同等の能力を有すると認めた者を選考により委嘱する。」とありますが、同等の能力を有する者とはどのような者でしょうか

A 9 例えば、プロのそば打ち家で、そば打ちの技能、知識に卓越しており、SNJ の目的に賛同いただいた方、或いは他団体で指導者として認められ活躍している(いた)方など、広く有能な人材を受け入れる主旨です。

また、「委嘱」とは、実際に指導者として活躍していただく「職位」と捉えており、委嘱状により教授、准教授(師範、准師範)として活躍していただくもので、当面、無償による委嘱を予定しています。

もちろん、委嘱ですので、委嘱された教授(師範)等が更新手続きや更新料を納付するということはありません。

Q 10 「技能検定員」の役割は何でしょうか

A 10 そばづくりリスト技能検定において、受検者が技能検定の基準に達しているかを判断(審査)する者です。

技能検定員は、教授、准教授(師範、准師範)から委嘱するもので、その人数は技能検定の頻度などから必要人員とします。

さらに、1期の年数を定めて、順次、入れ替えるなど同一者が長年検定員として留まらないようにします。

分かりやすく説明するなら、教授、准教授(師範、准師範)は基本的に委嘱する人数と委嘱期間に制限はなく、技能検定員は必要人数を定めて、さらに委嘱期間を限定します。

Q 11 パンプには掲載されていませんが、技能検定会の主催者や開催回数などについては定め
がありますか

A 11 限られた紙面で掲載できませんでしたが、下記の通り予定しています。

技能検定会主催者と実施する段・級

ア ジャパン直轄開催

全ての段・級の検定を開催できる。

ただし、イの団体正会員主催者の増加に合わせて高位段等の全国規模検定会に絞っていきます。

イ 団体正会員開催

団体正会員で一定の開催能力(50人/日程度)を有する会員に開催権(有料を検討)を付与して、全国の各地域で開催できるようにします。

ウ 団体正会員が、一般を対象にした「そば打ち教室」を継続的に開催していて、指導者や設備等で一定の条件を満たしている場合、「公認道場」として認定します。

「公認道場」には、その受講生を対象にした、初段、二段、級の技能検定の開催権を付与します。

以上について、順次必要な規程等を整備していきます。

Q 12 そばネット埼玉は、「手打ちそば指導者養成道場」として全麵協の三段以上受検者を対象
にした講座を運営してましたが、継続はするのですか

A 12 SNJ は「手打ちそば指導者養成講座」として、講座内容も一新して継続します。

詳しくは、SNJ の HP「そばづくりリスト技能検定メニュー」をご覧ください。

④そばづくりリストそば学検定について

Q 1 伝道師「そばづくりリスト」を目指すために、「そば学検定制度」を導入したのは何故ですか

A 1 一生懸命、稽古を重ねれば、誰でも、それなりのそばを打つことはできます。しかし、本当においしいそばを作ろうとすると、そばに関する深い知識が必要になってきます。

昔から、「たかがそば、されどそば」と言われてきました。「されどそば」の知識領域が磨かれることによって、そばが持つ本来のうまさを引き出すことができるからです。

種まきから収穫までのそばの神秘的成長力、天下の宝と言わしめたそば食の栄養価値、湯ごねと水ごねのつながり方があるのは何故かなど、「知るほどにそばとの付き合い方」が変わり、楽しさを深めるための「そば学」があってもいいのではないかと考え、検定制度を始めることにしました。

Q 2 むずかしい勉強をしないと、そば学検定は受けられないのではないかと心配ですが。

A 2 まったくその心配はありません。詰め込み知識ではなく、そばの楽しみを深めるためのそば学です。博識で人気者のチコちゃんではありませんが、「そうだったのか」という納得できる知識不足が沢山あります。おいしいそばづくりにつながる知識と情報が楽しく学べる機会にしたいと考えています。

Q 3 「伝統食文化」「そばの歴史」「郷土そば」「そばの種類、栽培、製粉」「そば料理」「栄養学」から「そば打ちの健康学」まで、7つの科目領域は多すぎませんか。

A 3 少し多いように感じますが、私たちが考える「敬愛されるそばづくりリスト」になって頂くためには、体系的なそば学知識を身に付けて欲しいのです。3年間くらい時間をかけてそば学検定に挑戦してください。したがって初年度は三科目で試験実施(合格で「学士」)に、二年目に五科目試験実施で合格者「修士」に、3年目に七科目全部合格で「そば学博士」になれる検定の仕組みを計画しています。達成感が味わえる検定制度づくりに努力します。

Q 4 技能検定とそば学検定とはリンクした資格取得制度なのでしょうか。

A 4 技能と知識とは連結するものなので、両道を追求してこそ、一目置かれるそばづくりリストへの道が開かれると考えてください。

Q 5 そば学検定だけに興味をもつ人も出てくると思いますが、受験できますか。

A 5 もちろん可能です。例えばソバリエなどの検定資格者が私たちのそば学検定を受験して頂くことは大歓迎です。そば打ちに興味ある高校生などの受験も歓迎します。楽しく学んで頂き、みんながそば学博士になれるような形にするつもりです。

そのために大事なのが、そば学検定受験用のテキストづくりです。そば学検定が縁になり、技能検定にも進み、「そばづくりリスト」に育ってくれたら嬉しいです。

そば学アカデミーのような講習会なども開催し、“やさしく”、“楽しく”、“深く” 学ぶ「そば学」を創り上げたいと考えています。会員の皆様の応援をお願いいたします。

3 手打ちそば伝道師活動顕彰

Q 会員が手打ちそばに関する普及・啓発活動を継続することによる顕彰制度はありますか

A 社会福祉施設訪問や公民館活動など、そばに関する活動全般に単位を付与し、その単位数に応じた顕彰制度を実施します。

具体的には、単位は事業の主催者が発行し、会員自身の活動記録ともなる「手打ちそば伝道師活動ノート(仮称)」に単位を貯めていくことで、一定の単位数に対応した表彰を受けるというものです。